

第20号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人を除く法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に1通を提出してください。
- (3) 法第292条第1項第4号の2イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、[同号イ\(1\)](#)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。
- (4) 法第292条第1項第4号の2イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、[同号イ\(2\)](#)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を添付してください。
- (5) 法第292条第1項第4号の2イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、[同号イ\(3\)](#)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日を記載します。	
5「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記します。	
6「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
7「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
8「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
10「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) (2)に掲げる法人 以外の法人 法第292条第1項第4号の2イに定める額 (2) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号に定める金額	
11「市町村民税の 申告書」	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書に係る申告の場合には、「中間」 (2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）に係る申告の場合には、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合には、「修正中間」又は「修正確定」	修正申告の場合には、「この申告の基礎」の欄にも記載します。
12「法人税法の規定によって計算	法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法	(1) 通算法人、通算法人で

した法人税額①」	人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の10の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。	あった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限りです。）及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限りです。）は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
13「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（9））の23の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（12））の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） 法人税の明細書（別表6（14））の14又は28の各欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（17））の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（18））の25の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（19））の20の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（20））の18の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（21））の30の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（22））の10の欄の金額 (10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は第2項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（24））の51の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第3項及び第4項（中小	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限りです。）及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限りです。）は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

	企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (11) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(25))の20の欄の金額 (12) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで(情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合)の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(26))の44の欄の金額 (13) 租税特別措置法第42条の12の7第7項又は第10項(産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(27))の34の欄の金額	
14「還付法人税額等の控除額③」	第20号様式別表2の5の④の「合計」の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。)及び連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
15「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書(別表21)の12の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。)及び連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。 (2) 第20号の2様式の申告書を提出する法人も記載します。 (3) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
16「課税標準となる法人税額及びその法人税割額①+②-③+④⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 通算法人、通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。)及び連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)以外の法人で、一の市町村にのみ事務所等を有する法人 ①+②-③+④の金額 (ロ) 通算法人、通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。)及び連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人 第22号の2様式の⑤の欄の金額 (ハ) 通算法人及び通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。) 第20号様式別表1の⑭の欄の金額 (ニ) 連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。) 第20号様式別表1の3の⑦の欄の金額 (2) 「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、	(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

	又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
17「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額（ $\frac{\text{⑤} \times \text{④}}{\text{③}}$ ⑥）」	(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (イ) ⑤の欄の金額を③の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち③の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に④の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載してください。 (ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。 (2) 「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額と一致します。 (3) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
18「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」	第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載します。	市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
19「税額控除超過額相当額の加算額⑧」	第20号の4様式別表7の⑨の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑩の欄の当該市町村分の金額）を記載します。	市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
20「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」	第20号3の2様式の⑨の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑫の欄の当該市町村分の金額）を記載します。	市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
21「外国の法人税等の額の控除額⑩」	第20号の4様式の⑬の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑭の欄の当該市町村分の金額）を記載します。	市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
22「差引法人税割額⑤－⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪又は⑥－⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪ ⑫」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、市町村内に恒久的施設を有する外国法人は第20号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
23「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑬」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含みます。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第20号の2様式の申告書の①又は②の欄の金額についても記載します。	
24「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑭」	「⑫の欄の金額－⑬の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	
25「算定期間中において事務所等を有していた月数⑮」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
26「円× $\frac{\text{⑮}}{12}$ ⑯」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 指定都市に申告する場合には、「指定都市に申告する場合の⑯の計算」の欄の各区の均等割額の合計額又は第20号様式別表4の3の「均等割額の計」の欄の金額を記載します。	均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。 ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期

		末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。
27「この申告により納付すべき市町村民税額⑮+⑰ ⑳」	⑮又は⑰の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑮又は⑰の欄を零として計算します。	
28「㉔のうち見込納付額㉔」	法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
29「当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合に記載します。 この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次に掲げる事務所等にあつては、それぞれ次に定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人としします。）をいいます。 (1) 算定期間の中で新設された事務所等 算定期間の末日現在の従業者数× <u>新設された日から算定期間の末日までの月数</u> 算定期間の月数 (2) 算定期間の中で廃止された事務所等 廃止された月の前月末現在の従業者数× <u>廃止された日までの月数</u> 算定期間の月数 (3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等 <u>算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数</u> 算定期間の月数 なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。	主たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合は、記載する必要はありません。
30「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。	この従業者数と分割基準となる従業者数は異なる場合があります。
31「指定都市に申告する場合の㉒の計算」	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。 (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。 (2) 「※区コード」の欄は、記載する必要はありません。 (3) 「従業者数」の欄は、算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、算定期間の末日現在における従業者数を記載します。	9以上の区に事務所等又は寮等を有する場合には、この欄には記載せず第20号様式別表4の3を添付してください。
32「法人税の期末現在の資本金等の額」	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）を記載します。	資本金等の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
33「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第2条第36号に規定する青色申告書を提出する法人 「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人 「その他」	
34「翌期の中間申告の要否」	当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに税額控除超過額相当額の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額）を当該事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項（同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）の規定が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。）	

	ます。)は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。 * 翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合には、6を当該月数に読み替えて計算します。	
35「法人税の申告期限の延長の処分の有無」	法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている法人(法人税法第75条の2第8項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)において準用する同法第75条第5項又は第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。)は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
36「還付請求税額」	中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑮の欄又は⑲の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。	
37「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑮の欄に記載した金額と同額になります。	

第20号様式別表 1 記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、通算法人及び通算法人であった法人（控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象還付対象欠損調整額、控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額又は控除対象個別帰属還付税額の規定の適用を受けようとするものに限ります。）が記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「法人税における通算承認の有無①」	通算法人に該当する場合には「有（通算法人）」を、その他の法人は「無（通算法人以外の法人）」を○印で囲んで表示します。	
5「通算親法人・子法人の区分②」	通算親法人にあつては「通算親法人」を、通算子法人にあつては「通算子法人」を○印で囲んで表示します。	①の欄において「有（通算法人）」を○印で囲んだ法人が記載します。
6「法人の区分③」	自らの法人の区分を○印で囲んで表示します。	
7「通算対象欠損金額④」	当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（法第321条の8第11項に規定する通算対象欠損金額をいいます。）がある場合に、法人税の明細書（別表7の2）の5の欄の金額を記載します。	
8「加算対象通算対象欠損調整額⑤」	④の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合には法第321条の8第1項に規定する6月経過日の前日）における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (2) 協同組合等である通算法人 100分の19 (3) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
9「被配賦欠損金控除額⑥」	当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（法第321条の8第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいいます。）がある場合に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 法人税の明細書（別表7(2)付表1）の21の「計」の欄の金額 (2) (1)に掲げる場合以外の場合 法人税の明細書（別表7(2)付表1）の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の18の欄から5の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）に、20の欄の数値を乗じて得た金額の合計額	
10「加算対象被配賦欠損調整額⑦」	⑥の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合には法第321条の8第1項に規定する6月経過日の前日）における法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (2) 協同組合等である通算法人 100分の19 (3) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
11「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」	(1) 法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」又は法人税の明細書（別表6(9)付表）の32若しくは37の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等（政令附	

	則第5条の2の3の通算子法人を含みます。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の29又は34の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(12)付表2)の19又は24の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載します。 (2) 括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の5の欄の金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の32若しくは37の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含みます。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の29又は34の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(12)付表2)の19又は24の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(「法人税額計」の欄(別表1の10の欄)の上段に外書として記載された金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載します。	
12「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額⑨」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項(一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(9))の23の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(12))の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の4第13項(同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。)(一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除)の規定に係る金額(中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。) 法人税の明細書(別表6(14))の14又は28の各欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(18))の25の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(19))の20の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(20))の18の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(21))の30の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体	

	の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(22))の10の欄の金額 (10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は第2項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(24))の51の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第3項及び第4項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (11) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(25))の20の欄の金額 (12) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで(情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等取得した場合)の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(26))の44の欄の金額 (13) 租税特別措置法第42条の12の7第7項又は第10項(産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(27))の34の欄の金額	
13「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額 ⑤+⑦ ⑩」	⑤及び⑦の各欄の金額の合計額を記載します。	
14「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額 ⑪」	次に掲げる各欄の金額の合計額を記載します。 (1) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (2) 第20号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (3) 第20号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額 (4) 第20号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額 (5) 第20号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (6) 第20号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額	
15「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」	⑫の欄は、第20号様式別表2の5の④の「合計」及び第20号様式別表2の6の⑤の「合計」の各欄の金額の合計額を記載します。	
16「退職年金等積立金に係る法人税額⑬」	法人税の申告書(別表21)の12の欄の金額を記載します。	
17「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ⑧+⑨+⑩-⑪-⑫+⑬ ⑭」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

第20号様式別表 1 の 2 記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、市町村内に恒久的施設を有する外国法人が、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表1の2。以下「別表1の2」といいます。）の「法人税額計」の欄（6及び26の欄）の金額（これらの欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の2の6及び26の欄）の上位に外書として記載された金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載します。	
5 「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(9)）の23の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(12)）の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(17)）の25の欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(18)）の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(19)）の20の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(20)）の18の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(21)）の30の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(22)）の10の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は第2項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(24)）の51の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第3項及び第4項（中小	

	企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (10) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(25))の20の欄の金額 (11) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで(情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等取得した場合)の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(26))の44の欄の金額 (12) 租税特別措置法第42条の12の7第7項又は第10項(産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(27))の34の欄の金額	
6「還付法人税額等の控除額③」	第20号様式別表2の5の④の「合計」の欄の金額を記載します。	
7「課税標準となる法人税額①＋②－③ ④」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	2以上の市町村に事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)を有する法人はこの欄の金額を第22号の2様式の⑤の欄に記載します。
8「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額⑤」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が第22号の2様式の市町村民税の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載します。	一の市町村にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。
9「法人税割額(④又は⑤× $\frac{1}{100}$) ⑥」	一の市町村にのみ事務所等を有する法人は④の欄の金額に、2以上の市町村に事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に税率を乗じて計算します。	税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。
10「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」	第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載します。	
11「外国の法人税等の額の控除額⑧」	第20号の4様式の⑮の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑳の欄の当該市町村分の金額)を記載します。	
12「差引法人税割額 ⑥－⑦－⑧ ⑨」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

第20号様式別表 1 の 3 記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、連結法人であった法人（控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額又は控除対象個別帰属還付税額の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除きます。）が記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表 1。以下「別表 1」といいます。）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の upper 段に使用秘密金の支出の額の 40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。 なお、（ ）内には、使用秘密金の支出の額の 40%相当額（「法人税額計」の欄（別表 1 の 10 の欄）の upper 段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表 1 の 5 の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表 1 の 7 の欄の金額）の合計額を記載します。	
5 「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 <u>(1)</u> 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 (9)）の <u>23</u> の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 <u>(2)</u> 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (<u>12</u>)）の 11 の欄の金額 <u>(3)</u> 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 (<u>17</u>)）の 25 の欄の金額 <u>(4)</u> 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 (<u>18</u>)）の 25 の欄の金額 <u>(5)</u> 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (<u>19</u>)）の <u>20</u> の欄の金額 <u>(6)</u> 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (<u>20</u>)）の 18 の欄の金額 <u>(7)</u> 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (<u>21</u>)）の <u>30</u> の欄の金額 <u>(8)</u> 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 (<u>22</u>)）の 10 の欄の金額 <u>(9)</u> 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は第2項（給与	

	等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(24))の51の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第3項及び第4項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 10 租税特別措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(25))の20の欄の金額 11 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで(情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合)の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(26))の44の欄の金額 12 租税特別措置法第42条の12の7第7項又は第10項(産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(27))の34の欄の金額	
6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」	第20号様式別表2の7の⑤の「計」及び第20号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額を記載します。	
7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」	第20号様式別表2の5の④の「合計」の欄の金額を記載します。	
8 「退職年金等積立金に係る法人税額⑥」	法人税の申告書(別表21)の12の欄の金額を記載します。	
9 「課税標準となる法人税額③－④－⑤＋⑥ ⑦」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

第20号様式別表 2 記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額について、法第321条の8第3項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。
- (2) 当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度においては法人税法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類（最初通算事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書（別表7(2)）の写し、当該事業年度の直前の事業年度における法人税の明細書（別表7(1)、(2)）の写し等）も併せて添付してください。また、同項に規定する通算承認の効力が生じた日（以下「通算承認の効力が生じた日」といいます。）の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業（以下「新たな事業」といいます。）を開始した場合において同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額があるときは、新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において同項の規定の適用があることを証する書類（新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書（別表7(2)）の写し、当該事業年度の直前の事業年度における法人税の明細書（別表7(1)、(2)）の写し等）も併せて添付してください。
- (3) 法第321条の8第5項に規定する被合併法人等の控除未済通算適用前欠損調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済通算適用前欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済通算適用前欠損調整額と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算適用前欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「通算適用前欠損金額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額について、古い事業年度の分から順次記載します。	法第321条の8第3項の規定による控除は、通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度において、1(2)に掲げる書類を添付した第20号様式の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第20号様式の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象通算適用前欠損調整額②」	(1) ①の欄に記載した金額に、最初通算事業年度の終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 2以上の最初通算事業年度終了の日がある場合 当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日 (ロ) 通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合において法人税法第57条第8項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額がある場合 新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度終了の日 (ハ) 最初通算事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の8第3項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (ロ) 協同組合等である通算法人 100分の19 (ハ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第20号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額	

	(ハ) 第20号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第20号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額 (ホ) 第20号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (ヘ) 第20号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額 (2) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額	
--	---	--

第20号様式別表 2 の 2 記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額について、法第321条の8第8項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。
- (2) 合併等事業年度においては法人税法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類（当該法人が合併等事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書（別表7(2)）の写し、被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度に係る法人税の明細書（別表7(1)）の写し等）を併せて添付してください。
- (3) 法第321条の8第7項に規定する被合併法人等の控除未済合併等前欠損金額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済合併等前欠損金額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）に係る控除対象合併等前欠損調整額がある場合には、当該控除対象合併等前欠損調整額と同条第8項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象合併等前欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「合併等前欠損金額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額について、古い事業年度の分から順次記載します。	法第321条の8第8項の規定による控除は、合併等事業年度において、1(2)に掲げる書類を添付した第20号様式の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第20号様式の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象合併等前欠損調整額②」	①の欄に記載した金額に、合併等事業年度終了の日（合併等事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合には法第321条の8第1項に規定する6月経過日の前日）における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (2) 協同組合等である通算法人 100分の19 (3) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第20号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第20号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額 (ホ) 第20号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (ヘ) 第20号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額 (2) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額	

第20号様式別表 2 の 3 記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額について、法第321条の8第13項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。
- (2) 法第321条の8第15項に規定する被合併法人等の控除未済通算対象所得調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済通算対象所得調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済通算対象所得調整額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象通算対象所得調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「通算対象所得金額①」	通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書（別表7の2）の11の欄の金額を、古い事業年度の分から順次記載します。	法第321条の8第13項の規定による控除は、通算対象所得金額の生じた事業年度において、当該事業年度について法人税法第64条の5第3項の規定の適用があることを証する書類（法人税の明細書（別表7の2）の写し等）を添付した第20号様式の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第20号様式の確定申告書を提出していることが必要です。
2「控除対象通算対象所得調整額②」	(1) ①の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める日）における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の8第13項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (ロ) 法第321条の8第15項に規定する被合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (ロ) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (ハ) 協同組合等である通算法人 100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (ホ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
3「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。	
4「当期控除額⑤」	(1) に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第20号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第20号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額 (ホ) 第20号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (ヘ) 第20号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額 (2) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額	

第20号様式別表 2 の 4 記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額について、法第321条の8第19項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。
- (2) 法第321条の8第21項に規定する被合併法人等の控除未済配賦欠損調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済配賦欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済配賦欠損調整額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象配賦欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「配賦欠損金控除額①」	配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 当該事業年度の法人税の明細書（別表7(2)付表1）の22の「計」の欄の金額 (2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該事業年度の法人税の明細書（別表7(2)付表1）の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の5の欄の金額から18の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）に、20の欄の数値を乗じて得た金額の合計額	法第321条の8第19項の規定による控除は、配賦欠損金控除額の生じた事業年度において、当該事業年度について法人税法第57条第1項の規定の適用があることを証する書類（法人税の明細書（別表7(2)付表1）の写し等）を添付した第20号様式の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第20号様式の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象配賦欠損調整額②」	(1) ①の欄に記載した金額に、配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める日）における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の8第19項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (ロ) 法第321条の8第21項に規定する被合併法人等の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (ロ) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (ハ) 協同組合等である通算法人 100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (ホ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第20号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第20号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額 (ホ) 第20号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (ヘ) 第20号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額 (2) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額	

第20号様式別表 2 の 5 記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度の中間期間（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間をいいます。以下同じです。）又は当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除きます。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限りです。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の31第5項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。）において生じた控除対象個別帰属還付税額について、法第321条の8第23項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。
- (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第321条の8第24項又は令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第28項に規定する被合併法人等の控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）があるときは、当該控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額とこれらの規定の適用を受ける法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額とを区分し、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度 <u>又は</u> 中間期間において法人税法第80条 <u>又は</u> 第144条の13の規定により欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額及び当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において令和2年旧法人税法第81条の31の規定により連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額のうち当該法人に帰せられる額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	法第321条の8第23項 <u>又は</u> 令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項の規定による控除は、控除対象還付法人税額等の計算の基礎となった欠損金額に係る事業年度又は控除対象個別帰属還付税額の計算の基礎となった連結欠損金額に係る連結事業年度以後において、連続して第20号様式の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
3 「当期控除額④」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額（(3)においては、それぞれ(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額）を超えない範囲内で記載します。 (1) 第20号様式を提出する法人（(2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除きます。） (i) この明細書の④の「 <u>合計</u> 」の欄の金額 (ii) 第20号様式の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第20号様式別表1を提出する法人 (i) この明細書の④の「 <u>合計</u> 」及び第20号様式別表2の6の⑤の「 <u>合計</u> 」の各欄の金額の合計額 (ii) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額及び⑩の欄の金額の合計額を控除した金額 (3) 第20号様式別表1の2を提出する法人 (i) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 (ii) この明細書の <u>外国法人の</u> 恒久的施設帰属所得に係る④の「 <u>合計</u> 」の欄の金額 (iii) 第20号様式別表1の2（イ）の①及び②の各欄の金	

	額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額 (㉓) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた 外国法人 (i) この明細書の<u>外国法人の</u>恒久的施設非帰属所得に係 る④の「<u>合計</u>」の欄の金額 (ii) 第20号様式別表 1 の 2 (ロ) の①及び②の各欄の金 額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額 (4) 第20号様式別表 1 の 3 を提出する法人 (i) この明細書の④の「<u>合計</u>」の欄の金額 (㉓) 第20号様式別表 1 の 3 の③の欄の金額から①の欄の括弧 内の金額及び④の欄の金額の合計額を控除した金額
--	--

第20号様式別表 2 の 6 記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度の中間期間（法人税法第80条第5項に規定する中間期間をいいます。以下同じです。）又は当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間において生じた還付対象欠損金額について、法第321条の8第26項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。
- (2) 法第321条の8第28項に規定する被合併法人等の控除未済還付対象欠損調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済還付対象欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済還付対象欠損調整額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象還付対象欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各中間期間ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「還付対象欠損金額①」	還付対象欠損金額の生じた各事業年度又は各中間期間について、当該事業年度又は中間期間の法人税の明細書（別表7(2)）の3の「当期分」の欄の金額及び6の「当期分」の欄の金額の合計額を、古い事業年度の分から順次記載します。	法第321条の8第26項の規定による控除は、還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について第20号様式の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第20号様式の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象還付対象欠損調整額②」	(1) ①の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に<u>終了する</u>事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 還付対象欠損金額（<u>中間期間において生じたものを除きます。</u>）の生じた事業年度後最初に<u>終了する</u>事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の8第26項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (ロ) 法第321条の8第28項に規定する被合併法人等の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該控除対象欠損金額の生じた事業年度終了の日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (ロ) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (ハ) 協同組合等である通算法人 100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (ホ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) この明細書の⑤の「<u>合計</u>」及び第20号様式別表2の5の④の「<u>合計</u>」の各欄の金額の合計額 (2) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額及び⑩の欄の金額の合計額を控除した金額	

第20号様式別表 2 の 7 記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第13条第4項において準用する法第321条の8第3項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。
- (2) 令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第5項に規定する被合併法人等の控除未済個別帰属調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済個別帰属調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済個別帰属調整額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象個別帰属調整額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第3項の規定による控除は、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度について1(1)に掲げる書類を提出し、かつ、その後において連続して第20号様式の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象個別帰属調整額②」	①の欄に記載した金額に、最初連結事業年度（2以上ある場合には、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度。以下同じです。）の終了の日における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の23.2。ただし、最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合には、100分の25.5。最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合には、100分の23.9。最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合には、100分の23.4。 (2) 協同組合等である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20 (3) 租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 第20号様式別表1を提出する法人 (イ) この明細書の⑤の「計」、第20号様式別表2の⑤の「計」、第20号様式別表2の2の⑤の「計」、第20号様式別表2の3の⑤の「計」、第20号様式別表2の4の⑤の「計」及び第20号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第20号様式別表1の3を提出する法人 (イ) この明細書の⑤の「計」及び第20号様式別表2の8の④	

	の「計」の各欄の金額の合計額 (㉓) 第20号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額	
--	--	--

第20号様式別表 2 の 8 記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第13条第5項において準用する法第321条の8第3項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。
- (2) 令和2年改正法附則第13条第5項において準用する法第321条の8第5項に規定する被合併法人等の控除未済個別帰属税額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済個別帰属税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済個別帰属税額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象個別帰属税額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「控除対象個別帰属税額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	令和2年改正法附則第13条第5項において準用する法第321条の8第3項の規定による控除は、控除対象個別帰属税額の生じた連結事業年度以後において連続して第20号様式の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	
3 「当期控除額④」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 第20号様式別表1を提出する法人 (イ) この明細書の④の「計」、第20号様式別表2の⑤の「計」、第20号様式別表2の2の⑤の「計」、第20号様式別表2の3の⑤の「計」、第20号様式別表2の4の⑤の「計」及び第20号様式別表2の7の⑤の「計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第20号様式別表1の3を提出する法人 (イ) この明細書の④の「計」及び第20号様式別表2の7の⑤の「計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第20号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額	

第20号様式別表 4 の 3 記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、指定都市（法第737条第1項の市をいいます。）内の9以上の区に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人が当該指定都市の長に提出する第20号様式、第20号の3様式又は第22号の3様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2「※区コード」		記載する必要はありません。
3「区内の主たる事務所等所在地」	区内に所在する事務所等又は寮等ごとに記載し、同一区内に2以上の事務所等又は寮等を有する場合には、主たる事務所等又は寮等を記載します。	
4「月数」	「月数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間（「算定期間」といいます。）中に事務所等を有していた月数を記載します。この場合の月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てた金額を記載します。	
5「従業者数」	算定期間の末日現在における当該区内の事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。	

第20号の2様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、退職年金等積立金に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額の確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に1通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5 「事業種目」	「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
6 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
7 「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) <u>(2)に掲げる法人</u> 以外の法人 法第292条第1項第4号の2イに定める額 (2) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号に定める金額	
8 「市町村民税の 申告書」	空欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係る申告の場合には「確定」、これに係る修正申告の場合には「修正確定」と記載します。	
9 「課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額①」	(1) 「課税標準」の欄は、法人税の申告書（別表21）の12の欄の金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人が記載し、2以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。	税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。
10 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及び法人税割額②」	(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人のみが記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (イ) ①の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち⑤の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に⑥の欄の数値を乗じて得た額を記載します。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載します。 (ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。 (2) 「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額と一致します。
11 「①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額③」	既に納付の確定した当期分の法人税割額のうち退職年金等積立金に対する法人税額に係る法人税割額に相当する金額を記載します。 ただし、当該事業年度において、第20号の3様式を提出した	

	法人については、第20号の3様式の④の欄の金額を限度とします。	
12「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
13「全従業者数⑤」、「当該市町村内に所在する事務所又は事業所の従業者数⑥」及び「⑥の内訳⑦」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合に記載します。 この場合における従業者数とは、法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次に掲げる事務所等にあつては、それぞれ次に定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。 (1) 算定期間の中で新設された事務所等 算定期間の末日現在の従業者数× <u>新設された日から算定期間の末日までの月数</u> 算定期間の月数 (2) 算定期間の中で廃止された事務所等 廃止された月の前月末現在の従業者数× <u>廃止された日までの月数</u> 算定期間の月数 (3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等 <u>算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数</u> 算定期間の月数 なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。	主たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合は、記載する必要はありません。

第20号の3 様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に1通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
6「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
7「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、（ ）内には、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。 ＊ 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を（ ）内に記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します（かつこ内は除きます。）。
8「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第292条第1項第4号の2ロ又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第292条第1項第4号の5ロに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 令和2年旧法第292条第1項第4号の5ハに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の4において準用する政令第6条の24第2号若しくは第3号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第2号若しくは第3号に定める金額	
10「予定申告税額②」	(1) ①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。 ＊ 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。	

	(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
11「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
12「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
13「円× $\frac{\text{⑤}}{12}$ ⑥」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 指定都市に申告する場合には、「指定都市に申告する場合の⑥の計算」の欄の合計額又は第20号様式別表4の3の「計」欄の金額を記載します。	均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。
14「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	当該事業年度又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。 ＊ 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の従業者の数を記載します。	
15「前事業年度の法人税割額の明細」(⑨から⑰までの各欄)	(1) ⑨から⑰までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。 (2) ⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第20号様式の⑤の欄の金額を記載します。 (3) ⑰の欄は、⑨の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。 (4) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人の⑨から⑰までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第20号様式別表1の2に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載します。	2以上の市町村に事務所等を有する法人の⑰の欄は、⑩の欄の金額に⑨の欄のかっこ外の金額に対する同欄のかっこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
16「通算親法人の事業年度の期間」	通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載します。	
17「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。	
18「指定都市に申告する場合の⑥の計算」	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。 (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。 (2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。 (3) 「従業者数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者数を記載します。	11以上の区に事務所等又は寮等を有する場合には、この欄には記載せず第20号様式別表4の3を添付してください。

第20号の3の2様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この明細書は、控除対象所得税額等相当額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付してください。
- (2) 内国法人が法第321条の8第37項に掲げる規定による改正前の法第321条の8第25項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無」	市町村民税の従業者の数を政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、 <u>同項</u> 本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。	政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算するものを、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の6を用いて計算するものをいいます。以下同じです。
3「所得税等の額①」	法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の5の欄の金額を記載します。	
4「控除対象所得税額等相当額②」	法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の31の欄の金額を記載します。	
5「法人税の控除額③」	法人税の明細書（別表17（3の6））の3の欄の金額を記載します。	
6「地方法人税の控除額④」	法人税の明細書（別表17（3の6））の4の欄の金額と地方法人税の申告書（別表1）の7の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の8の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載します。	
7「各市町村ごとに控除する金額の明細」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、市町村民税の従業者数を政令第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあつては法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、市町村民税の従業者数を<u>同項</u>ただし書の規定により計算する法人にあつては第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 (2) 市町村ごとの⑩の欄の計算は⑦の欄の金額を各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した控除対象所得税額等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 (3) ⑪の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第20号様式の⑤の「税額」の欄又は⑥の「税額」の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第20号様式の⑦の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第20号様式の⑧の欄の金額）を加算した金額を記載します。	

第20号の4様式及び第20号の4様式別表1から別表7まで記載の手引

欄 等		記 載 の し か た	留 意 事 項
第二 十 号 の 四 様 式	1 用途等	この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、 <u>同項</u> 本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。	政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算するものを、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の6を用いて計算するものをいいます。以下同じです。
	4 「当期の控除対象外国税額①」	<u>内国</u> 法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)）の1の欄の金額を、外国法人にあつては法人税の明細書（別表6の2）の1の欄の金額を記載します。	
	5 「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
	6 「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第20号の4様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額 (2) 第20号の4様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額以下の場合 同表の⑥の欄の金額 (3) 第20号の4様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額	
	7 「道府県民税の控除限度額⑤」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の1を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を <u>同項</u> ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	政令第9条の7第6項本文の規定により計算する法人とは、一定率（100分の1）を用いて計算するものをいい、同項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所等の所在する都道府県の実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算するものをいいます。
	8 「市町村民税の控除限度額⑦」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の6を乗じて計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を <u>同項</u> ただし書の規定により計算する法人は、第20号の4様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
	9 「⑩又は当初申告税額控除額⑪」	(1) (2)に規定する場合（(3)に規定するときを含みます。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除⑩」を抹消します。 (2) 通算法人の適用事業年度について法第321条の8第39項の規定の適用を受ける場合（(3)に規定するときを除きます。）には、「⑩又は」を抹消します。 (3) 既に通算法人の適用事業年度について法第321条の8第40項（第1号及び第3号に係る部分に限ります。）の規定を適用	

		して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第321条の8第39項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき、計算される金額を記載します。	
	10「前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細」	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において市町村民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。なお、各欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。 (2) ⑩の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) この申告書を提出する法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格合併等が行われた場合 政令第48条の13第21項又は令和2年旧政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表5の⑦の欄の金額 (ロ) この申告書を提出する法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格分割等が行われた場合 政令第48条の13第28項又は令和2年旧政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表6の⑤の欄の金額	
	11「各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあつては法人税額の課税標準の算定期間（以下この記載の手引において「算定期間」といいます。）の末日現在の従業者数を記載し、市町村民税の控除限度額を同項ただし書の規定により計算する法人にあつては第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 (2) 各市町村ごとの⑪の欄の計算は、⑪、⑫及び⑬の各欄の金額の合計額を各市町村ごと（特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する場合の都を含みます。）に従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 (3) ⑭の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分の法人税割額（第20号様式の⑤の「税額」の欄又は同様式の⑥の「税額」の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から、特定寄附金税額控除額（第20号様式の⑦の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第20号様式の⑧の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（第20号様式の⑨の欄の金額）を控除した金額を記載します。 また、市町村内に恒久的施設を有する外国法人の⑯の欄は、第20号様式別表1の2の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表の⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。	
別表一	1 用途等	(1) この明細書は、第20号の4様式の明細書に添付してください。 (2) この明細書の各欄に記載する金額は、第20号の4様式の明細書及び法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載する金額	

		とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載します。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「前3年以内の控除余剰額又は控除限度額を超える外国税額の明細」	(1) 「控除余剰額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第48条の13第9項又は令和2年旧政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表3の⑪の欄の金額 (ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第48条の13第18項又は令和2年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表4の⑤の欄の金額 (2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第48条の13第9項又は令和2年旧政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表3の⑫の欄の金額 (ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第48条の13第18項又は令和2年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表4の⑩の欄の金額	
別表二	1 用途等	この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の4様式の明細書（都民税に係る場合には第7号の2様式（その2）の明細書）に添付してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の4様式及び第7号の2様式（その2）の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「法人税の控除限度額①」	<u>内国</u> 法人にあっては法人税の明細書（別表6(2)）の18の欄の金額を、外国法人にあっては法人税の明細書（別表6の2）の11の欄の金額を記載します。	
	4「従業者数②」	算定期間の末日現在の従業者の数を各市町村（特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する場合の都を含みます。以下同じです。）ごとに記載します。	
	5「②で按分した法人税の控除限度額④」	①の欄の金額に従業者数の③の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。）を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
	6「税率⑤」	当該事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。	
	7「市町村民税の控除限度額⑥」	各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じ	

		て得た金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額を記載します。	
	8「補正後の従業者数⑧」	各市町村ごとの②の欄の従業者数に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を100分の6で除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てて記載します。	
別表三	1 用途等	この明細書は、政令第48条の13第9項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「被合併法人等の控除余額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	
	4「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限りします。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第69条若しくは令和2年所得税法等改正法による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6(2)）の16の欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書（別表6の2）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	5「当該法人の控除余額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③／②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
	6「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	
	7「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」	⑤の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2の2)）の21の欄の金額を記載し	

		ます。	
	8「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は⑤×⑦／⑥」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「⑤又は」を抹消します。	
別表四	1 用途等	この明細書は、政令第48条の13第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「当該法人の控除余裕額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
	4「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は令和2年旧法人税法第69条若しくは令和2年旧措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6(2)）の16の欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書（別表6の2）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	5「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
	6「当該法人の外国の法人税等の額⑦」	⑥の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2の2)）の21の欄の金額を記載します。	
別表五	1 用途等	この明細書は、政令第48条の13第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付してください。 なお、①及び④から⑦までの各欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の⑱の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の⑱の欄の金額	
	4「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は令和2年旧法人税法第69条若しくは令和2年旧措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。

		適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6(2)）の16の欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書（別表6の2）の10の欄の金額	
	5「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③／②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
別表六	1 用途等	この明細書は、政令第48条の13第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付してください。 なお、①、④及び⑤までの各欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の⑱の欄の金額を記載します。	
	4「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は令和2年旧法人税法第69条若しくは令和2年旧措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6(2)）の16の欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書（別表6の2）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
別表七	1 用途等	この明細書は、通算法人（通算法人であった法人を含みます。以下同じです。）が法第321条の8第42項又は第43項（これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書、第20号の4様式の明細書又は第10号の4様式の更正請求書に添付してください。 この明細書には、過去適用事業年度の法第321条の8第42項に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額の控除に関する事項を記載した第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号様式の申告書、第20号の4様式の明細書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「税額控除不足額相当額(⑤ー①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」	次により記載します。 (1) 通算法人の対象事業年度について法第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合（(2)に規定する既に修正申告等があった場合を除きます。）には、「(⑤ー①)又は」を抹消します。 (2) 既に通算法人の対象事業年度について法第321条の8第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該事業年度につき法第321条の8第44項の規定の適用を受けるとき（以下「既に修正申告等があった場合」といいます。）は、当該修正申告書又は当該更正のうち、最	

	も新しいもの（以下「直近修正申告書等」といいます。）に基づき⑥の欄の金額として計算される金額を記載します。 (3) (1)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。	
4「税額控除超過額相当額(①－⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」	次により記載します。 (1) 通算法人の対象事業年度について法第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除きます。）には、「(①－⑤)又は」を抹消します。 (2) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき、⑦の欄の金額として計算される金額を記載します。 (3) (1)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除額相当額」を抹消します。	
5「各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無」の欄は、市町村民税の従業者数を政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、政令第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。 (2) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、市町村民税の従業者数を政令第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあつては法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、市町村民税の従業者数を政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 (3) 市町村ごとの⑩の欄の計算は⑨の欄の金額を各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した税額控除超過額相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	

第20号の5様式記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法附則第8条の2の2第4項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に対して提出する第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付してください。
- (2) 寄附金を受けた地方公共団体（法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいいます。）が当該寄附金の受領について交付する受領証（地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類をいいます。以下同じです。）の写しも併せて添付してください。
- (3) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「1. 特定寄附金に関する明細」の各欄	受領証に記載された内容を記載します。	
3「2. 特定寄附金額の按分の計算」(③及び④の各欄)	(1) (イ)の欄は、第22号の2様式に記載すべき内容に一致するものであるから、同様式に記載したところに準じて記載します。 (2) (ロ)の欄は、②の欄の金額を④の(イ)の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に③の(イ)の欄の数値を乗じて得た額を記載します。 (3) (ロ)の欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額を記載します。	(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載します。 (2) 1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てます。
4「特定寄附金の額⑤」	2以上の市町村に事務所等を有する法人は③の(ロ)の欄の金額を記載し、その他の法人は②の欄の金額を記載します。	
5「控除額⑥」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
6「控除対象法人税割額⑦」	2以上の市町村に事務所等を有する法人は第20号様式の⑥の欄の金額から第20号の2様式の②の欄の金額を控除した金額を記載し、その他の法人は第20号様式の⑤の欄の金額から第20号の2様式の①の欄の金額を控除した金額を記載します。	
7「税額控除上限額⑧」	1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額を記載します。	

第22号の2様式記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、2以上の市町村に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人が、主たる事務所等所在地の市町村長に第20号様式又は第20号の2様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。
- (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	第20号様式の申告書に添付する場合には、法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の upper 段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の10の欄）の upper 段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限り。）及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限り。）は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
2 「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	第20号様式の申告書に添付する場合には下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（9））の23の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（12））の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） 法人税の明細書（別表6（14））の14又は28の各欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（17））の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（18））の25の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（19））の20の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（20））の18の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限り。）及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限り。）は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

	法人税の明細書（別表 6 (21)）の30の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 (22)）の10の欄の金額 (10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は第2項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (24)）の51の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第3項及び第4項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (11) 租税特別措置法第42条の12の6第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (25)）の20の欄の金額 (12) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで（情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合）の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (26)）の44の欄の金額 (13) 租税特別措置法第42条の12の7第7項又は第10項（産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 (27)）の34の欄の金額	
3「還付法人税額等の控除額③」	第20号様式の申告書に添付する場合に、第20号様式別表 2 の5の④の「<u>合計</u>」の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表 1 を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第20号様式別表 1 の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
4「退職年金等積立金に係る法人税額④」	第20号様式又は第20号の2様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書（別表21）の12の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表 1 を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第20号様式別表 1 の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
5「差引計⑤」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (1) 第20号様式の申告書を提出する法人 (イ) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表 1 を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第20号様式別表 1 の3を提出する法人に限ります。）以外の法人 ①+②-③+④の金額 (ロ) 通算法人及び通算法人であった法人（第20号様式別表 1 を提出する法人に限ります。） 第20号様式別表 1 の⑭の	

	欄の金額 (ハ) 連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限りです。） 第20号様式別表1の3の⑦の欄の金額 (ニ) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人 第20号様式別表1の2の④の欄の金額 (2) 第20号の2様式の申告書を提出する法人 ④の欄の金額	
6「事務所又は事業所」	同一市町村内に所在する事務所等ごとに記載します。	
7「分割基準及び分割課税標準額」	(1) 「従業者数」の欄は、同一市町村内に所在する事務所等ごとに記載し、同一市町村ごとに小計を付して記載します。 この場合における従業者数とは、法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次に掲げる事務所等にあつては、それぞれ次に定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。 (イ) 算定期間の中で新設された事務所等 算定期間の末日現在の従業者数× <u>新設された日から算定期間の末日までの月数</u> 算定期間の月数 (ロ) 算定期間の中で廃止された事務所等 廃止された月の前月末現在の従業者数× <u>廃止された日までの月数</u> 算定期間の月数 (ハ) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等 <u>算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数</u> 算定期間の月数 なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。 (2) 「分割課税標準額」の欄は、次のように記載します。 (イ) ⑤の欄の金額を「合計」の欄の従業者の数で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、従業者1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。 (ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

第22号の3 様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、市町村内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する公共法人（法人税法第2条第5号の公共法人）及び公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を含みます。）で法人税を課されないもの（法第296条の規定により非課税となるものを除きます。）が市町村民税の均等割を申告する場合に使用します。
- (2) この申告書は、4月30日までに事務所等所在地の市町村長に1通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4 「同左の月数①」	この月数は、暦により計算し、1月に満たないときは、1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	
5 「この申告によって納付すべき市町村民税の均等割額②」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 指定都市に申告する場合には、「指定都市に申告する場合の②の計算」の欄の合計額又は第20号様式別表4の3の「計」欄の金額を記載します。	
6 「指定都市に申告する場合の②の計算」	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。 (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。 (2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。	10以上の区に、事務所等又は寮等を有する場合には、この欄には記載せず第20号様式別表4の3を添付してください。